

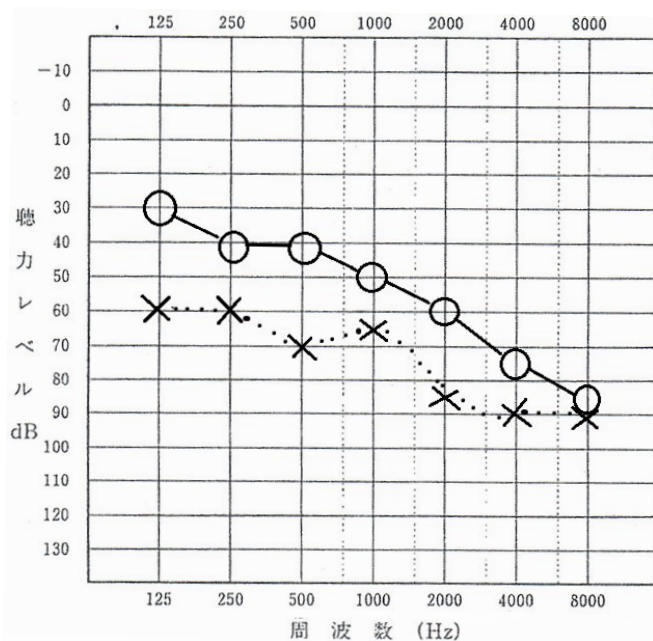
2015年度 全国統一要約筆記者認定試験 筆記試験 問題用紙

2016年2月21日(日)

- *これは問題用紙です。答えは解答用紙に記入してください。
- *用紙が配付されても合図があるまで開かないでください。
- *「アルファベット」や「ひらがな」と指定のない場合は、一般的な日本語の表記をしてください。
- *試験終了後、問題用紙も回収しますが、メモなどは消さなくてもかまいません。

I-1 以下の問いを読んで、選択肢からあてはまるものを選び、記号を記入しなさい。

(1) 次の聴力図で人の聞こえ方の説明として、あてはまるものはどれか。



- ア 右耳のほうが左耳よりも聞こえやすく、低い音よりも高い音が聞こえやすい
- イ 左耳のほうが右耳よりも聞こえやすく、低い音よりも高い音が聞こえやすい
- ウ 右耳のほうが左耳よりも聞こえやすく、高い音よりも低い音が聞こえやすい
- エ 左耳のほうが右耳よりも聞こえやすく、高い音よりも低い音が聞こえやすい

(2) 上の聴力図の人は、平均聴力レベルでは身体障害者手帳の等級に該当しないが、最高語音明瞭度が、右 50%、左 40%であった場合、正しいのはどれか。

- ア 身体障害者手帳 6 級に該当する。
- イ 身体障害者手帳 4 級に該当する。
- ウ 身体障害者手帳 3 級に該当する。
- エ 身体障害者手帳に該当しない。

(3) 耳管の働きの説明として正しいものはどれか。

- ア 中耳腔と外耳道の気圧を一定に保つ。
- イ 音を共鳴させて増幅する。
- ウ 身体の回転を感じとる。
- エ 過大音が蝸牛に伝わらないようにする。

(4) 伝音難聴の説明として誤っているものはどれか。

- ア 音の伝わりが阻害されることにより生じる。
- イ 比較的補聴器の効果が得られやすい。
- ウ 治療が困難なことが多い。
- エ 神経に障害がない。

(5) 伝音難聴の原因として該当しないものはどれか。

- ア 耳硬化症
- イ 中耳炎
- ウ ストレプトマイシン
- エ 外耳道閉鎖

I-2 次の文章の空欄にあてはまる語句を下の語群から選び、記号を記入しなさい。

- (1) 空気の振動は、液体の振動に変換される際にとっても小さくなるため、(①) と (②) の面積比や (③) と (④) のテコの作用により、内耳の中の液に効果的に振動を伝える。
- (2) 語音明瞭度は、決められた (⑤) を聞きとり、ことばの聞き取りの度合いを百分率で示したものである。
- (3) 世界保健機関 (WHO) で聴覚障害とされている基準はおおよそ (⑥) デシベル以上とされる。
- (4) 補聴器の (⑦) から出た音が耳せんと外耳道のすき間から漏れてピーピーという音を生じることを (⑧) という。(⑨) はその人の耳の形に合わせてオーダーメイドで作成した耳せんである。
- (5) 人工内耳の基本構成は、体外装置と体内に埋め込まれる装置にわかれ、(⑩) と音声処理するスピーチプロセッサが体外装置となり、(⑪) とその先の (⑫) が手術で体内に埋め込まれる。
- (6) 補聴援助システムは、マイクでとらえた話し手の音声を電磁波や赤外線に変換して直接補聴器や人工内耳に届け、(⑬) や (⑭) による聞こえにくさを補うことができる。
- (7) 磁気誘導ループシステムを用いる場合は、補聴器や人工内耳の入力を (⑮) に切り替える。

ア	耳介	イ	つち骨	ウ	きぬた骨	エ	あぶみ骨	オ	D I A
カ	外耳道	キ	鼓膜	ク	イヤピース	ケ	イヤモールド	コ	視覚
サ	聴覚	シ	騒音	ス	距離	セ	話し方	ソ	Tコイル
タ	マイク	チ	イヤホン	ツ	電極	テ	電池	ト	単文節
ナ	単語	ニ	単音節	ヌ	ハウリング	ネ	送信器	ノ	受信器
ハ	20	ヒ	30	フ	40	ヘ	50		

I—3 次の文章の空欄に、あてはまる語句を記入しなさい。

- (1) 口の形や動き、顔の表情などからも話の内容を理解する情報獲得方法を (①) という。
(①) と発話 (発声) を中心とした意思伝達方法を (②) という。
- (2) 聴覚障害者は難聴の程度だけでなく、発症時期や主なコミュニケーション方法によってもさまざまである。ろう者は言語獲得期以前の失聴あるいは言語獲得期以降の失聴でも、(③) を母語としていたり、主なコミュニケーション手段としている人を指す。
- (3) (④) は、音声言語を獲得した後、おおむね思春期以降や成人してから聞こえにくくなった人を指し、(⑤) は、補聴器の使用によって音声言語の識別がある程度まで可能で、音声言語を通常のコミュニケーション手段としている人を指す。

II-1 次の文が正しかったら○、間違っていたら×を記入しなさい。

- (1) 個人の尊重の原理と、それから導かれる基本的人権の体系が近代憲法の中核をなす。
- (2) ノーマライゼーションの思想は、1960年代のアメリカで障害をもつ学生の運動から生まれ、今日では社会福祉全体の理念として世界レベルで定着している。
- (3) 2010年に設置された障がい者制度改革推進会議の役割は、2011年の改正障害者基本法で定められた障害者政策委員会へ引き継がれた。
- (4) 障害者総合支援法における補装具費支給において、聴覚障害に対して厚生労働省が定める補装具は補聴器と人工内耳である。
- (5) 1949年に公布された身体障害者福祉法は、制定当初から「更生」(リハビリテーション)がキーワードとされ、身体障害者の全人間的復権と社会経済活動への参加の促進を目的としていた。
- (6) 障害者総合支援法において、介護給付は自立支援給付であるため義務的経費とされており、意思疎通支援事業は地域生活支援事業として補助金事業であるため裁量的経費とされている。
- (7) 1990年に定められたADA(障害を持つアメリカ人法)は、アメリカに住む障害を持つ人たちの平等と機会均等を進めた法律であるが、影響は世界各国に及んだ。
- (8) 2018年4月から施行される改正障害者雇用促進法では、雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置(合理的配慮の提供義務)が定められた。
- (9) エンパワメントとは、利用者やその家族が持つ力や能力を引き出し、成功体験を重ねて自信をつけさせ、自主的・積極的に取り組めるよう支援することである。

(10) 社会資源のネットワーク化とは、社会資源が相互に関係を持ちながら、支援を必要とする人やその家族、当事者集団を支援できるように社会資源間の連携や調節を行うことである。

II-2 次の文章の空欄に、あてはまる語句を記入しなさい。

(1) 障害当事者らが原告団となって2008年10月に国との間で起こした障害者自立支援法違憲訴訟は、「障害者自立支援法は憲法第13条個人の尊重、第14条法の下(①)、第25条(②)の保障の違反である」と訴えた。

(2) 1951年に制定された社会福祉事業法が2000年に社会福祉法に改正されると同時に、生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法など合わせて8法が改正され、「措置から(③)へ」「(④)福祉の推進」などの視点に立った新しい福祉サービスの時代に入った。

(3) 2011年に改正された障害者基本法第3条では「地域社会における(⑤)等」が位置づけられ、「障害者でない者と等しく基本的(⑥)を享有する」ことが強調されている。

(4) 2005年に成立した障害者自立支援法は、課題も多く指摘され、特にサービス料に応じて1割の利用料を徴収する「(⑦) (応益) 負担」に批判が集中したが、2010年には、所得に応じた「(⑧) 負担」が原則にされ、あわせて発達障害も自立支援法の対象とされるなどの制度改正があった。

(5) 1970年代にアメリカで展開された(⑨)運動が日本に紹介され、日本においても1981年の(⑩)を機に、「支援を受けても、(⑪)に基づく、自分ならではの生き方を貫くことが自立である」という自立観が登場した。

(6) 身体障害者補助犬とは、盲導犬、(⑫)、介助犬の3種類をいう。

(7) 2013年度より実施された障害者総合支援法においては、「(⑬)の高い意思疎通支援を行う者の派遣」及び「意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡(⑭)」が都道府県地域生活支援事業の(⑮)事業とされた。

II-3 次の問いを読んで、選択肢からあてはまるものを選び、記号を記入しなさい。

(1) 日本国憲法において認められている人権の中で、次のうち社会権に含まれないものはどれか。

ア 教育を受ける権利

イ 参政権

ウ 勤労の権利

エ 生存権

(2) 国際生活機能分類における用語ではないものは次のうちどれか。

ア 心身機能・身体構造

イ 活動

ウ 参加

エ 社会的不利

- (3) 障害者総合支援法の日常生活用具給付で「ファックスの着信やドアチャイムなどを光や振動で知らせる機械」を申請した場合、次のうちどの種目に該当するか。
- | | |
|----------------|---------------|
| ア 聴覚障害者用屋内信号装置 | イ 聴覚障害者用通信装置 |
| ウ 聴覚障害者用情報受信装置 | エ どれにもあてはまらない |
- (4) 障害者権利条約の第2条に挙げられた定義の5項目に含まれないものは次のうちどれか。
- | | |
|------------|---------|
| ア 意思疎通 | イ 合理的配慮 |
| ウ 障害に基づく差別 | エ 社会的障壁 |
- (5) 2010年に障がい者制度改革推進会議の第一次意見として法整備の方向性が出され、2014年1月の障害者権利条約の批准までに整備された、障害者福祉の根幹となる3つの法律に含まれていないのはどれか。
- | | |
|------------|------------|
| ア 障害者基本法 | イ 障害者差別解消法 |
| ウ 障害者虐待防止法 | エ 障害者総合支援法 |

Ⅲ－1 次の文が正しかったら○、間違っていたら×を記入しなさい。

- (1) 中途失聴や難聴の人たちが独自の悩みや生活上の困難さを分かち合う親睦団体として新光会、みみより会が誕生した。
- (2) 全国難聴者連絡協議会は、平成3(1991)年に社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会に発展的に改組された。
- (3) 要約筆記奉仕員養成が各地で開始されたあと、平成11(1999)年になって、要約筆記奉仕員養成カリキュラムが基礎課程20時間、応用課程32時間で策定された。
- (4) 平成12(2000)年、社会福祉法が改正され、第二種社会福祉事業に手話通訳事業が加えられ、要約筆記事業も同じ位置づけになり、奉仕員養成は廃止された。
- (5) 平成17(2005)年に成立した障害者自立支援法により、要約筆記者派遣事業は市町村の必須事業となったが、現実には要約筆記奉仕員が派遣されていた。
- (6) 平成18(2006)年の身体障害児・者実態調査によると、聴覚言語障害者の主なコミュニケーション手段として2番目に多かったのは手話・指文字だった。
- (7) 要約筆記の三原則にある「速く」は、利用者のその場の参加を保障する「速く」と要約筆記者が記憶を保ち確実に表出するための「速く」の2つの意味がある。
- (8) 要約筆記の技術の土台として一番先に身につけるものは、要約筆記をするときのチームワークである。

(9) 話しことばの特徴の1つに「聴覚で受信する」という特徴があるが、これは、話しことばが共有情報のある場面で行われるからである。

(10) 話しことばの特徴を活用した削除・省略のなかでも、無機能語はもっともそぎ落としやすいものである。

Ⅲ－2 次の文章の空欄にあてはまる語句を下の語群から選び、記号を記入しなさい。

(1) 要約筆記で共有情報を活用するためには、() 知識が必要である。

(2) コミュニケーションの成立過程に生じるノイズのうち、社会的ノイズとは、送り手と受け手の知識、関心や社会的() が隔たっている場合に起きることをいう。

(3) 説明は、他人に対してわかりやすく情報を伝達することが目的で、時間にかかわる説明と()にかかわる説明の2つに分けることができる。

(4) 文章要約と要約筆記の要約との違いとして、() 選択の優先度のちがいをあげることができる。

(5) 要約の手法のうち、「換える」は、複数の情報や並列の情報を統合したり、() な表現にすることをいう。

ア	情報	イ	理論的	ウ	機能	エ	テレビ	オ	立場
カ	抽象的	キ	背景	ク	述語	ケ	空間	コ	音声
サ	カメラ	シ	法的	ス	支持	セ	現実的	ソ	効果

Ⅲ－3 次の文章の空欄に、あてはまる語句を記入しなさい。

(1) チームで行う要約筆記では、確実な情報保障を行うために、() 力が落ちる前に交代することが望ましい。

(2) 現場での情報を外部に流出させないという() によって要約筆記の信頼性は保たれる。

(3) ノートテイクでは、特に() の移動への配慮は利用者の利用目的を達成するために重要である。

(4) 要約筆記者は現場において、利用者や周囲の() をとおして適切な支援を行えるようにする。

- (5) 2014年、全国要約筆記問題研究会により、「要約筆記者の（ ）」が示されている。
- (6) 要約筆記者養成のカリキュラムの底流にあるのは、「（ ）としての要約筆記」と「権利擁護のための要約筆記」の2つの思想である。
- (7) パラグラフは、いくつかの文からなり、まとまった（ ）を表現する文章のかたまりである。
- (8) コミュニケーションには、そこでやり取りされる情報を（ ）することを目的とする場合と、コミュニケーションをかわすこと自体が目的である場合がある。
- (9) 1999（平成11）年、厚生省（当時）から要約筆記（ ）養成カリキュラムが全国の市町村に通達された。
- (10) 2005（平成17）年、障害者自立支援法の成立に伴い、要約筆記は（ ）事業のコミュニケーション支援事業に組み込まれた。

Ⅲ-4 次の問いを読んで、選択肢から不適切なものを選び、記号を記入しなさい。

- (1) 障害者総合支援法の地域生活支援事業では、市町村の必須事業として次のものが示されている。
- | | |
|--------------|-------------------------|
| ア 意思疎通支援者の派遣 | イ 専門性の高い意思疎通支援者の養成 |
| ウ 日常生活用具給付 | エ 障害者に対する理解を深めるための研修・啓発 |
- (2) 要約筆記の3原則「読みやすく」を達成する要素はなにか。
- | | |
|-----------------|-----------------|
| ア 文字の読みやすさ | イ 会場配置での読みやすさ |
| ウ 訂正されたものの読みやすさ | エ 漢字の少ない文の読みやすさ |
- (3) 要約筆記の力をつけるための語句レベルの訓練はどれか。
- | | |
|--------------|-------------------|
| ア 同義語や類義語の学習 | イ 和語と漢語の置き換え |
| ウ 常用漢字 | エ 上位概念語と下位概念語の関連性 |
- (4) ノートテイクの留意点として、全体投影と比較してあげられている要素はなにか。
- | | |
|--------------|--------------|
| ア 設置位置に制約が多い | イ 高度な通訳技術 |
| ウ 情報が非公開 | エ 補筆・訂正ができない |
- (5) 要約筆記者の心構えとして最も重要とされるものはなにか。
- | | |
|-----------------|----------------------|
| ア 必要に応じ場面の調整を行う | イ 日ごろからの情報収集や学習 |
| ウ 利用者の気持ちをくんだ介助 | エ 利用者のコミュニケーション手段の観察 |

Ⅲ-5 現場での対応について、以下の問いに答えなさい。

- (1) 全体投影の現場で、司会者（主催者）と打ち合わせ。講師の到着はまだ。司会者から、講師は冒頭で最近読んだ本の気に入った部分を読み上げると、本を渡された。読み上げ箇所は不明という。読み上げ部分の対応をするために司会者にどんな説明や提案をするか。80字～100字で、説明する言い方（せりふ）で文を書きなさい。
- (2) 研修場面でのノートテイク。休憩時間に利用者はトイレに行った。そこに講師がきて再開後に先週のプリントを使うが持ってきたかと聞かれた。本人がいないので、わからないと言ったら、伝えて探しておくようにと言われた。講師への対応を30字～40字で、その理由を50～60字で書きなさい。

Ⅳ-1 次の文が正しかったら○、間違っていたら×を記入しなさい。

- (1) 「言語活動」とは、音声言語のみによる活動のことである。
- (2) 言語の中には、ある程度系統的なつながりのあることが解明されている諸言語があるが、日本語もそのうちの一つである。
- (3) 言語として人間が発する実際の^{おん}音のことを「音声」という。
- (4) 日本語の音節の数は50程度である。
- (5) アクセントが単語を単位としているのに対し、イントネーションは音調や抑揚とも呼ばれ、文を単位としている。
- (6) かな文字やローマ字のように、音節や単音を表す文字を表音文字という。
- (7) 単語は一定の文字でできていて、その文字が「いぬ」「あるく」「しろい」などのように、決まったものや動き、性質などを表している。
- (8) 文を話し手の気持ちの表し方の違いによって分けるとき、自分の考えや判断などを述べている文を平叙文という。
- (9) 「常用漢字表」（2010年内閣告示）の表中には、「語彙」の漢字は含まれていない。
- (10) 「高いー低い」のように、意味のうえでたがいに対立する関係にある単語を反義語という。

Ⅳ-2 次の文章の空欄に、あてはまる語句を記入しなさい。

- (1) (①) とは口腔のどこかで息が妨げられて発せられる音で、声帯の振動がある音を有声音、声帯の振動がない音を (②) 音という。

- (2) 現在わが国で使われている単語は、その出自の違いによって大きく、和語、(③)、外来語の三つの語種に分けることができる。
- (3) 文は、「何が」を示す主語の部分と「どうする・どんなだ・なんだ」をしめす(④)の部分とを軸にして作られている。
- (4) 「母」「おふくろ」「かあちゃん」「おかあさん」「ママ」のように、意味がほとんど同じか、または似ている単語の仲間のことを(⑤)という。

IV-3 次の文章を読んで、あてはまるものを選択肢から選び、記号を記入しなさい。

- (1) 言語を他動詞文の主語(S)・目的語(O)・述語の動詞(V)という語順の観点から分類すると、日本語のような(ア SOV語 イ OSV語 ウ OVS語 エ VOS語)、英語のようなSVO語、アラビア語のようなVSO語の3種類に分けられる。
- (2) 「現代仮名遣い」(1986年内閣告示)によれば、「常々、あの人の底力には驚く」は、(ア つねづね、あのひとの そこぢからには おどろく。 イ つねづね、あのひとの そこぢからには おどろく。 ウ つねづね、あのひとの そこぢからには おどろく。 エ つねづね、あのひとの そこぢからには おどろく。)と表記するのが普通である。
- (3) 「送り仮名の付け方」(1973年内閣告示、1981年、2010年に一部改正)によれば、「かならず」「ふたたび」「おなじ」は、それぞれ(ア 「必ず」「再び」「同なじ」 イ 「必ず」「再び」「同じ」 ウ 「必ず」「再び」「同じ」 エ 「必ず」「再び」「同じ)と表記されるのが普通である。
- (4) 「公用文における漢字使用等について」(2010年内閣訓令)によれば、()の表記が望ましい。
ア また、私は、この法律改正によってただちに国民の負担が増えていくことはないだろうと思っております。
イ また、私は、この法律改正によって直ちに国民の負担が増えて行くことはないだろうと思っております。
ウ また、私は、この法律改正によって直ちに国民の負担が増えていくことはないだろうと思っております。
エ また、私は、この法律改正によって直ちに国民の負担が増えていく事はないだろうと思っております。
- (5) 個人が日常の言語表現で使用する語彙を表現語彙といい、(ア 文章語彙 イ 理解語彙 ウ 口頭語彙 エ 日常語彙)より少ないのがふつうである。